

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第126条の2第1項の規定に基づき、準耐火構造である防煙壁の下端から床面までの垂直距離を次のように定める。

令和7年10月31日

国土交通大臣 金子 恭之

準耐火構造である防煙壁の下端から床面までの垂直距離を定める件

第一 準耐火構造である防煙壁の下端から床面までの垂直距離は、居室又はその防煙壁で区画された部分（以下「防煙区画部分」という。）ごとに、次に掲げる居室の床面積（当該居室が防煙区画部分を有する場合においては、当該防煙区画部分以外の床面積を当該居室の床面積から減じた面積）の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 340m²以下の場合 3.0m
- 二 340m²を超え、380m²以下の場合 3.5m
- 三 380m²を超え、420m²以下の場合 4.0m
- 四 420m²を超え、460m²以下の場合 4.5m
- 五 460 m²を超える場合 5.0m

第二 1の防煙区画部分が2以上の居室にわたる場合における当該2以上の居室は、第一の規定の適用については、1の居室とみなす。

附則

この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第310号）の施行の日（令和7年11月1日）から施行する。